

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書の提出要領

今回の申請書の受付は、平成21・22年度に当機構が発注する、「**物品、役務提供等**」(物品等の販売(卸売・小売)又は製造、役務調達、賃貸借等)、および「**地層処分に関する技術開発・技術調査等**」の一般競争(指名競争)参加を希望する者を対象とします。

審査の結果、一般競争(指名競争)参加資格者として認定されますと、その資格の有効期限は、次の定期の一般競争(指名競争)参加資格審査に基づく一般競争(指名競争)参加資格の認定のときまで(平成23年3月31日まで)となります。

I. 申請ができない方

次の欠格要件に該当する方は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出できません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 審査の日前2年以内に、次の①から⑥までに掲げる行為をした者(法人である場合においては、その役員または使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者。個人である場合においては、その支配人、法定代理人、使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者を含む。)
 - ① 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 発注者が行う検査又は監督を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 機構の定める倫理規程に違反した者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 機構から指名停止措置を受け、指名停止期間を終了していない者、又は指名停止解除の措置を受けていない者。

II. 受付場所、受付期間

1. 定期の一般競争(指名競争)参加資格の審査にあつては、次のいずれかの方法により受け付けます。

① 郵送により申請する場合

区 分	提 出 時 期
郵送による申請	平成21年1月7日 ～平成21年1月31日 (当日消印有効)

提出時期(当日消印有効)に次の郵送先に申請書類を郵送してください。提出時期を過ぎて郵送により申請された場合は、随時の一般競争(指名競争)参加資格の審査を行います。

〒108-0014

東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル2階

原子力発電環境整備機構 業務部 経理・資材グループ 宛

② 申請者が持参する方法により提出する場合

提 出 場 所	提 出 時 期
原子力発電環境 整備機構 業務部経理・資材 グループ	平成21年1月7日 ～平成21年2月2日

提出書類の記載内容について説明できる方が持参してください。締切り間際は混雑が予想されますので、なるべく早めに申請してください。申請場所、所在地及び電話番号は次のとおりです。

申 請 場 所	所 在 地	電 話 番 号
原子力発電環境 整備機構 業務部経理・資材 グループ	東京都港区芝4-1-23 三田NNビル2階	代表 03-6371-4000 (内線332) 直通 03-6371-4022

2. 随時の一般競争(指名競争)参加資格の審査にあつては、次のいずれかの方法により受け付けます。

① 郵送により申請する場合

平成21年2月1日(消印)以降に郵送により申請されたものを受け付けます。郵送先は次のとおりです。

(〒108-0014
東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル2階
原子力発電環境整備機構 業務部 経理・資材グループ 宛)

② 申請者が持参する方法により提出する場合

平成21年2月3日以降、次の場所に持参する方法により提出されたものを
受付けます（休日、祝日、年末年始を除く）。

【提出場所】

原子力発電環境整備機構 業務部 経理・資材グループ
東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル2階
代表 03-6371-4000（内線332）
03-6371-4022（直通）
月曜日～金曜日までの午前10時～11時30分まで
午後1時30分～4時まで

Ⅲ. 受付資格区分及び業種区分

資格区分	契約の種類	コード	業 種 区 分	
一 物品、役 務提供等	(1) 物品等の販 売(卸売・小売) 又は製造	1-(1)	事務用品、事務機器類（OA機器を含む）	
		1-(2)	印刷製本（電子出版も含む）	
		1-(3)	工具、作業用品	
		1-(4)	車両、建設用機械	
		1-(5)	電気機器（家電製品類を含む）、通信機器	
		1-(6)	試験・測定・監視機器	
		1-(7)	その他	
	(2) 役務の提供	2-(1)	調査・研究（「地層処分に関する技術開発、 技術調査等」を除く）	
		2-(2)	広告、企画、催事運営（映画・ビデオ、模 型（展示品）等の製作を含む）	
		2-(3)	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス	
		2-(4)	翻訳、通訳	
		2-(5)	写真、製図、複写	
		2-(6)	建物管理等各種保守管理	
		2-(7)	運送	
		2-(8)	賃貸借	
		2-(9)	その他	
	(3) 買受け	3-(1)	物品	
		3-(2)	その他	
	二 地層処分に関する 技術開発、技術調査等	(1)地層処分に関する技術開発、技術調査等		

IV. 提出書類

1. 提出書類の内容および提出部数

提出書類は次表のとおりです。詳細については、各提出書類の記載要領に従って作成し、1部提出してください。

※「物品、役務提供等」と「地層処分に関する技術開発、技術調査等」では申請書の様式および提出書類が異なりますのでご注意ください。

(1) 「物品、役務提供等」

書類番号	提出書類	書類内容
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 (物品・役務提供等)	様式 1A
2	営業所一覧表	様式 1A-2
3	営業経歴書	
4	商業登記簿謄本(写) (申請者が法人の場合) 身元証明書(写) (申請者が個人の場合)	
5	財務諸表類(審査基準日の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分に関する書類)なお、申請者が個人の場合はこれに類する書類とする。	

(2) 「地層処分に関する技術開発・技術調査等」

書類番号	提出書類	書類内容
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 (地層処分に関する技術開発・技術調査等)	様式 1B
2	実績調書(研究論文、技術報告等)	様式 1B-2
3	実績調書(受託実績)	様式 1B-3
4	技術者数一覧表	様式 1B-4
5	営業所一覧表	様式 1B-5
6	商業登記簿謄本(写) (申請者が法人の場合) 身元証明書(写) (申請者が個人の場合)	
7	財務諸表類(審査基準日の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分に関する書類)なお、申請者が個人の場合はこれに類する書類とする。	

2. 書類の綴じ方

- (1) 提出書類は、前記Ⅲの1.に掲げる提出書類の順に、日本工業規格A4版ファイルに綴じ込んでください。
- (2) ファイルの表紙には必ず次のように記載してください。

(裏表紙)	(背表紙)	(表紙)
(連絡先) 部 課 名 _____ 氏 名 _____ 電 話 _____	※ 物 ○ ○ 株 式 会 社	平成21・22年度 一般競争(指名競争)参加資格審査 申請書 (申請者) 住 所 _____ (フリガナ) 社 名 _____

なお、背表紙の※の箇所には、物品等の販売又は製造の場合は **物**、役務の提供の場合は **役**、買受けの場合は **買**、地層処分に関する技術開発、技術調査等の場合は、**技** を記載してください。

- (3) 表紙の社名にはフリガナを記載してください。

3. 電子メールでの送付書類

- (1) 「地層処分に関する技術開発・技術調査等」について資格審査申請書を提出する場合には、書面での提出とは別に、提出書類のうち以下の書類を、電子メールにて機構まで送付してください。

なお、送付する資料の形式は、EXCEL形式とし、ファイル名を“実績調書等(会社名)”としてください。

【電子メールでの送付書類】

1	実績調書(研究論文、技術報告等)	様式1B-2
2	実績調書(受託実績)	様式1B-3
3	技術者数一覧表	様式1B-4
4	営業所一覧表	様式1B-5

送付先メールアドレス：shizai@numo.or.jp

V. 注意事項

- (1) 文字はボールペン等(色は黒か青。鉛筆は不可)を用いて楷書で明瞭に記入してください。
- (2) 様式の記載に当たっては、資格審査申請書を提出する日の属する年の1月1日現在の事実又は事項を記載してください。
- (3) 証明書類は、提出の直前3ヶ月以内のものとし、写しを提出する場合は、記載事項が鮮明なものに限ります。なお、その際には全てA4版とし、それより大きなものについては縮小、また、小さいものについては拡大してください。
- (4) 記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の書式で延長するものとします。
- (5) 申請書等に使用する言語は、日本語に限ります。外国語を使用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- (6) 参加できる競争契約の範囲は、申請により登録された業種区分に係る契約に限られます。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事項、事実を記載しなかった場合には認定を受けられず、また、認定後その事実が判明した場合には資格の取り消しを行うことがあります。

VI. 変更の届出

- (1) 次の各号に掲げる事項に該当することになったときは、当該各号に掲げる関係者は、速やかにその旨を書面(様式は任意)により、原子力発電環境整備機構 業務部 経理・資材グループへ提出してください。
 - ① 死亡したときは、その相続人
 - ② 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
 - ③ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
 - ④ 廃業したときは、本人又は役員
- (2) 申請者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかにその旨を競争参加資格審査申請書変更届(様式5)により原子力発電環境整備機構 業務部 経理・資材グループへ提出してください。
 - ① 住所
 - ② 商号又は名称
 - ③ 法人である場合において代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
 - ④ 電話番号、FAX番号及びメールアドレス
- (3) 申請者は、上記(2)の変更届を提出するときに、併せて次の各号に掲げる書類を添付してください。
 - ① 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、商業登記簿の謄本(又は抄本)の写し
 - ② 個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本(又は抄本)の写し

Ⅶ. 提出書類の記載要領

「物品、役務提供等」と「地層処分に関する技術開発、技術調査等」では申請書の様式および提出書類が異なりますのでご注意ください。

申請書作成の際は、審査基準日（資格審査申請書を提出する日の属する年の1月1日）に注意してください。

ただし、決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算の確定した日とします。（金額は千円未満四捨五入で記載してください。）

【物品、役務提供等】

1. 申請書（様式 1A）

(1) 「01 1：新規／2：更新」欄

該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。

(2) 「03 業者CODE」欄

今回は記入不要です（当方にて設定します）。

(3) 「04 適格組合証明」欄（参考）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合の方は官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

(4) 「06 住所」から「12 メールアドレス」までの各欄（左詰めで記載する）

① フリガナの欄はカタカナで記載する。

なお、「06 住所」欄の都道府県名及び「07 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しない。

② 「06 住所」欄での丁目、番地は「-（ハイフン）」により省略して記載する。

(例)

東	京	都	港	区	芝	4	-	1	-	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

③ 「07 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	合同会社	協同組合	協業組合	企業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(合)	(同)	(業)	(企)
種類	財団法人	社団法人						
略号	(財)	(社)						

(8) 「16 自己資本額」の各欄

① 「区分」欄については、

「株主資本」とは、法人にあつては払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え、自己株式を減じた額をいう。(有限会社においては、出資払込金、出資申込証拠金の額をいう。)個人にあつては純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)をいう。組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいう。財団法人および社団法人にあつては、正味財産の額をいう。

「評価・換算差額金」とは、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合はその合計額をと任意積立金(退職手当積立金等)との合計額をいう。

「新株予約権」とは、新株予約権がある場合には、その額をいう。

② 「直前決算時」欄については、審査基準日直前の決算により記載し、「決算後の増減額」欄については、当該直前決算確定日から審査基準日までの間における増減額を記載する。

また、外資系企業の場合には「①株主資本」の合計額の上段()内に外国資本の額を内数で記載する。

(9) 「17 経営状況」の「流動比率」欄

直前1年度分決算によって記載する。なお、比率は小数点第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの数値を記載する。

(10) 「18 外資状況」欄

外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1. 2. 3のいずれか)に○印を付すとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは、100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(11) 「19 常勤職員の数」欄

審査基準日の前日において常時雇用している従業員の数(法人にあつては常勤役員の数を含む。個人にあつては事業主を含む。組合にあつては組合の役員と組合員の常勤職員との合計)をそれぞれ記載し、下段に役員又は事業主の数を内数で記載する。

(12) 「20 営業年数」欄

「④営業年数」欄には、競争への参加を希望する業種に係る事業の開始日(2種類以上のときは最も早い開始日)~審査基準日までの期間から、当該

事業で中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記載する。

(13) 「21 設備の額」欄

製造を希望する場合にのみ、次の区分により貸借対照表に掲げられた金額を記載する(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下この項において「規則」という。))の適用がない申請者については、これに準じて記載する)。

ア「①機械装置類」

規則第23条第1項第3号の項目に該当するもの

イ「②運搬具類」

規則第23条第1項第4号及び第5号の項目に該当するもの

ウ「③工具その他」

規則第23条第1項各号のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号以外の各号の項目に該当するもの。

(14) 「22 主要設備の規模」欄

「21 設備の額」欄の記載対象とされた設備の中から、希望する営業品目に係る主要なものの名称、能力及び台数を記載する。

2. 営業所一覧表(様式1A-2)

「営業所一覧表」は、申請日現在の状況を記載してください。記載事項が複数枚にわたる場合には、同一の様式を用いて記載してください。

①「番号」欄

1番から連番を記載してください。

②「営業所名称」欄

常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載してください。その際、登記事項証明書上の本店の名称を最初に記載してください。

③「所在地」欄

営業所の所在地を上段から左詰めで都道府県名から記載して下さい。また、住所の丁目、番地はハイフン(ー)により省略して下さい。

④「電話番号・FAX番号」欄

上段には、電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ右詰めで記入し、市外局番、市内局番及び加入者番号はハイフン(ー)で区切って下さい。

3. 添付書類

(1) 営業経歴書

申請者が自ら作成している営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類をいう。作成時点は必ずしも審査基準日以降である必要はないが、少なくとも審査基準日前1年以上さかのぼるものであってはならない。

(2) 登記簿謄本又は身元証明書

登記簿謄本とは、法務局等に登記された「合名会社登記簿」等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう。）の謄本をいい、申請者が法人の場合に提出する。

また、身元証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同一人が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）をいい、申請者が個人の場合に提出する（(4)の項参照）。

(3) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人にあっては、これらに類する書類であって営業用資本額に関する書類及び収支計算書）をいう。

(4) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので鮮明であるものに限り、写しによって差し支えない。

なお、その際には全てA4版とし、それより大きいもの又は小さいものについては縮小又は拡大することとする。

【地層処分に関する技術開発・技術調査等】

1. 申請書（様式 1B）

- (1) 「01 1：新規／2：更新」欄

該当する申請区分の番号(1又は2)に○印を付す。

- (2) 「03 業者CODE」欄

今回は記入不要です（当方にて設定します）。

- (3) 「04 適格組合証明」欄（参考）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合の方は官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

- (4) 「06 住所」から「12 メールアドレス」までの各欄(左詰めで記載する)

- ① フリガナの欄はカタカナで記載すること。

なお、「06 住所」欄の都道府県名及び「07 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しない。

- ② 「06 住所」欄での丁目、番地は「- (ハイフン)」により省略して記載する。

(例)

東	京	都	港	区	芝	4	-	1	-	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ③ 「07 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	合同 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(合)	(同)	(業)	(企)
種類	財団 法人	社団 法人						
略号	(財)	(社)						

(例)

(株)	原	環	商	事							
-----	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

- ④ 「08 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あける。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しない。

(例)

機	構		太	郎							
---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--

- ⑤ 「10 電話番号」欄及び「11 F A X 番号」欄については、それぞれ（市外局番）－（市内局番）－（加入者番号）の順に右詰めで記載する。

(例)

		0	3
--	--	---	---

－

6	3	7	1
---	---	---	---

－

4	0	2	2
---	---	---	---

- ⑥ 「12 メールアドレス」については、当機構からの連絡に対応できるアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

(例)

m	a	i	l	@	n	u	m	o	.	o	r	.	j	p				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

(5) 「15 実績高」の各欄

- ① ② 「②基準決算以前の決算」、「③基準決算」及び「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、「地層処分に関する技術開発、技術調査等」の**実績高（売上高）**を記載する。

なお、「③基準決算」とは、審査基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②基準決算以前の決算」とは、直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは、両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。なお、各々の金額については、消費税を含まない額とする。

(6) 「16 自己資本額」の各欄

- ① 「区分」欄については、

「株主資本」とは、法人にあっては払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え、自己株式を減じた額をいう。（有限会社においては、出資払込金、出資申込証拠金の額をいう。）

個人にあっては純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）をいう。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいう。財団法人および社団法人にあっては、正味財産の額をいう。

「評価・換算差額金」とは、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合はその合計額をと任意積立金（退職手当積立金等）との合計額をいう。

「新株予約権」とは、新株予約権がある場合には、その額をいう。

- ② 「直前決算時」欄については、審査基準日直前の決算により記載し、「決算後の増減額」欄については、当該直前決算確定日から審査基準日までの間における増減額を記載する。

また、外資系企業の場合には「①株主資本」の合計額の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。

(7) 「17 経営状況」の「流動比率」欄

直前1年度分決算によって記載する。なお、比率は小数点第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの数値を記載する。

(8) 「18 外資状況」欄

外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1. 2. 3のいずれか)に○印を付すとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは、100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(9) 「19 常勤職員の数」欄

審査基準日の前日において常時雇用している従業員の数(法人にあっては常勤役員の数を含む。個人にあっては事業主を含む。組合にあっては組合の役員と組合員の常勤職員との合計)をそれぞれ記載し、下段に役員又は事業主の数を内数で記載する。

(10) 「20 営業年数」欄

「④営業年数」欄には、競争への参加を希望する業種に係る事業の開始日(2種類以上のときは最も早い開始日)～審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記載する。

2. 実績調書(様式1B-2、1B-3)

「研究論文、技術報告等」(様式1B-2)

(1) 研究論文、技術報告等実績件数」欄には、**審査基準日が属する年度及びその直前の年度の2カ年**の実績件数を記入してください。

- ・対象は国内外学会発表、論文投稿、技術報告書(自社研究報告を含む)など原則公開されているものとします。(現在のスタッフが過去に出向先で実施したものを含む。著者となっていればよい)

(2) 「実績一覧」には、**審査基準日が属する年度を含む過去5カ年**の研究題目、執筆者(申請者の職員のみ)、発行年、投稿先、誌名を可能な範囲で記入してください。

- ・また、別表「区分表」を参照し、原則、1件名につき最も関係の深い1区分を選択し、その区分No.を区分No.欄に記入ください。なお、いずれにも該当しない場合は大項目の「その他」を選択してください。
- ・1つの件名が、複数の項目について深く検討がなされているものである場合には、1つの区分ごとに1行とし、複数行に分けて記載してください。
- ・区分No.の数字とハイフンは半角で記載し、数字とハイフンの間および数字の前後にはスペースを入れないでください。

「受託実績」(様式 1B-3)

(1)「受託実績件数」欄には、**審査基準日が属する年度及びその直前の年度の2カ年**の実績件数を記入してください。

- ・委託元との守秘義務の関係で「実績一覧」欄に記載できない件名についても、実績件数に含めて頂いて結構です。

(2)「実績一覧」欄には、**審査基準日が属する年度を含む過去5カ年の**受託件名、委託元、実施期間を可能な範囲で記入してください。

- ・委託元との守秘義務の関係で提供できないものは除いてください。
- ・対象業務は基本的に、電力会社他民間企業、団体、研究機関などからの受託、共同研究などを対象としますが、必要に応じ、処分事業に関連するものも含めていただいで結構です。
- ・別表「区分表」を参照し、原則、1件名につき最も関係の深い1区分を選択し、その区分No.を区分No.欄に記入ください。なお、いずれにも該当しない場合は大項目の「その他」を選択してください。
- ・1つの件名が、複数の項目について深く検討がなされているものである場合には、1つの区分ごとに1行とし、複数行に分けて記載してください。
- ・区分No.の数字とハイフンは半角で記載し、数字とハイフンの間および数字の前後にはスペースを入れないでください。
- ・業務委託の成果を基に研究論文、技術報告等を公表している場合には、当該業務委託件名の備考欄に、公表した研究論文、技術報告等の整理No.(様式 1B-2に記載)を記入してください。

3. 技術者数一覧表(様式 1B-4)

申請日現在の技術分野ごとの技術者数を経験年数毎に記入してください。

- ・技術者数は、様式記載の区分毎に記載願います。
- ・同一人物が複数の技術を有する場合、該当する複数の区分にそれぞれ計上して頂いて結構です。
- ・最後の「5. 処分事業の研究に実際に従事できる技術者の総数」の項では、処分事業の研究に実際に従事できる技術者の総数を記載してください。(各技術分野の延べ人数の合計ではありません)

4. 営業所一覧表(様式 1B-5)

申請日現在の営業所の状況を記載してください。記載事項が複数枚にわたる場合には、同一の様式を用いて記載してください。

(1)「番号」欄

1番から連番を記載してください。

(2)「営業所名称」欄

常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載してください。その際、登記事項証明書上の本店の名称を最初に記載してください。

(3)「所在地」欄

営業所の所在地を上段から左詰めで都道府県名から記載して下さい。また、

住所の丁目、番地はハイフン（－）により省略してください。

(4) 「電話番号・FAX番号」欄

上段には電話番号を、下段 6 には FAX 番号をそれぞれ右詰めで記入し、市外局番、市内局番及び加入者番号はハイフン（－）で区切ってください。

(5) 「技術者数」欄

営業所に在職する技術者数を記入してください。

5. 添付書類

(1) 登記簿謄本又は身元証明書

登記簿謄本とは、法務局等に登記された「合名会社登記簿」等（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げるもののいずれかをいう。）の謄本をいい、申請者が法人の場合に提出する。

また、身元証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）をいい、申請者が個人の場合に提出する（(4)の項参照）。

(2) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前 1 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書（個人にあつては、これらに類する書類であつて営業用資本額に関する書類及び収支計算書）をいう。

(3) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので鮮明であるものに限り、写しによって差し支えない。

なお、その際には全て A4 版とし、それより大きいもの又は小さいものについては縮小又は拡大することとする。

Ⅷ. 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請時の「07 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地を記載する。なお、日本国内に連絡先がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 登記簿謄本及び身元証明書については、証明書等に代えて当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (3) 提出する書類について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、審査基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

Ⅸ. 申請書提出後の注意事項

申請書提出後、下記事項について変更があった場合は、必ず原子力発電環境整備機構 業務部 経理・資材グループに、競争参加資格審査申請書変更届（様式5）を提出してください。変更届の提出は、郵送で結構です。

変更届の記載については、次のことに注意してください。

1. 変更届の宛先は、「原子力発電環境整備機構 理事長」です。
2. 変更届には、必ず代表者印を押印し、登録番号も記入してください。

添付書類は、次の書類を添えて提出してください。

1. 商号又は名称、代表者、組織及び住所等を変更する場合
 - ・ 商業登記簿謄本又はその写し
2. 合併の場合
 - ・ 合併後の商業登記簿謄本又はその写し
 - ・ 合併前の各社の直前1年間分の財務諸表類又はその写し
3. 営業所の名称、所在地、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを変更する場合
 - ・ 変更届のみで添付書類は不要。

※ その他この申請書等について不明な点がございましたら、原子力発電環境整備機構 業務部 経理・資材グループへお問い合わせください。

TEL : 03 (6371) 4022 (ダイヤルイン)
メールアドレス : shizai@numo.or.jp

以上

(別表1)「地層処分に関する技術開発、技術調査等」区分表

【1. 地質環境】

大項目	中項目	小項目	区分No.
概要調査地区選定に係わる地質環境の長期安定性	テクトニクス	テクトニクス全般	1 - 01
	火成活動	火山・噴火・貫入活動の評価	1 - 02
		熱・熱水の影響評価	1 - 03
	断層活動	断層活動の評価	1 - 04
	地震活動	地震動の評価	1 - 05
		地震動による地質環境への影響評価	1 - 06
	隆起、沈降、侵食	隆起量、侵食量の評価	1 - 07
	気候変動・海水準変動	塩水／淡水境界	1 - 08
	その他		1 - 09
概要調査地区選定に係わる処分場の建設可能性	岩体の評価	岩盤分類	1 - 10
		岩盤の風化・変質	1 - 11
		熱・力学的特性	1 - 12
		地球化学的特性	1 - 13
	その他		1 - 14
概要調査地区選定に係わる多重バリアの性能	地下水流動特性	地下水流動特性評価	1 - 15
	地下水の地球化学的特性	地下水の地球化学的特性の評価	1 - 16
	沿岸域の環境特性	塩／淡境界等の把握	1 - 17
その他		1 - 18	
サイト調査・評価技術	概要・精密調査地区調査要素技術	リモートセンシング	1 - 19
		空中写真判読	1 - 20
		物理探査(地震波)	1 - 21
		物理探査(電気・電磁法)	1 - 22
		物理探査(重力・磁気)	1 - 23
		物理探査(その他)	1 - 24
		地表踏査	1 - 25
		トレンチ調査	1 - 26
		ボーリング調査	1 - 27
		モニタリング	1 - 28
		地下水サンプリング	1 - 29
		ボアホールテレビ	1 - 30
		孔内計測・試験	1 - 31
		室内試験	1 - 32
		地化学分析	1 - 33
		沿岸域の地質環境調査	1 - 34
		年代測定	1 - 35
		地質・地下水モデリング	1 - 36
		地理情報システム(GIS)	1 - 37
		地質環境データ管理システム	1 - 38
	調査計画体系化／総合技術	地質環境モデリング、評価手法	1 - 39
		合理的調査計画策定	1 - 40
		意思決定支援手法	1 - 41
		地質総合解析	1 - 42
		不確実性評価手法	1 - 43
		ナチュラルアナログ研究	1 - 44
	その他		1 - 45

【2. HLW処分技術】

大項目	中項目	小項目	区分No.	
ニアフィールド	ニアフィールド長期健全性評価技術	ニアフィールドシステムの長期挙動評価	2 - 01	
		人工バリアの劣化評価	2 - 02	
		オーバーパックの沈下評価	2 - 03	
		岩盤クリープ評価	2 - 04	
		緩衝材の岩盤への貫入、流出評価	2 - 05	
		緩衝材と腐食生成物の相互影響評価	2 - 06	
		人工バリア中ガス発生／移行評価	2 - 07	
		緩衝材とコンクリートの相互影響評価	2 - 08	
		コンクリートの岩盤への長期影響評価	2 - 09	
		人工バリアの耐震安定性評価	2 - 10	
	人工バリアの設計技術	人工バリアシステムの設計	2 - 11	
		オーバーパックの設計	2 - 12	
		緩衝材の設計	2 - 13	
	人工バリアの製作技術	オーバーパックの製作	2 - 14	
		緩衝材の製作	2 - 15	
		その他		2 - 16
地下施設	地下施設の設計評価技術	地下施設レイアウト設計	2 - 17	
		沿岸海底下処分	2 - 18	
		広域地下水流動評価	2 - 19	
		熱影響評価	2 - 20	
		地下坑道安定性評価(空洞安定性)	2 - 21	
		地下施設の操業時地震安定性評価	2 - 22	
		地下坑道支保工設計	2 - 23	
	掘削・支保工施工・ずり搬出技術	アクセス坑道、処分坑道	2 - 24	
		処分孔	2 - 25	
	対策技術	異常間隙水圧、山はね、膨張性地山、ガス突出、大湧水等の対策工	2 - 26	
			2 - 27	
	操業技術	操業システム設計	2 - 28	
		オーバーパックの封入、搬送、定置	2 - 29	
		緩衝材搬送、定置	2 - 30	
	閉鎖技術	プラグ	2 - 31	
		埋め戻し	2 - 32	
		グラウト	2 - 33	
		その他		2 - 34
	地上施設	操業技術	ガラス固化体搬送	2 - 35
ガラス固化体受け入れ、検査			2 - 36	
	その他		2 - 37	
処分場の管理	再取り出し技術		2 - 38	
	モニタリング技術	モニタリング技術全般	2 - 39	
	品質管理技術	品質管理	2 - 40	
	工程管理技術	プロジェクト管理	2 - 41	
	記録の保存	記録の保存	2 - 42	
	その他		2 - 43	
総合設計技術	総合設計技術	処分場設計データベース	2 - 44	
	その他		2 - 45	

【3. HLW性能評価】

大項目	中項目	小項目	区分No.
シナリオ解析技術	FEP		3 - 01
	シナリオ		3 - 02
	その他		3 - 03
ニアフィールド性能評価技術	ニアフィールド性能評価モデル	ニアフィールド中の核種移行評価モデル	3 - 04
		ガラスの長期溶解挙動評価モデル	3 - 05
		コロイド移行評価	3 - 06
		天然有機物・微生物影響評価	3 - 07
		緩衝材間隙水化学モデル	3 - 08
		ニアフィールド中の地下水流動評価モデル	3 - 09
	その他		3 - 10
天然バリア性能評価技術	天然バリア性能評価モデル	母岩・断層中の核種移行評価モデル	3 - 11
		コロイド移行評価	3 - 12
		天然有機物・微生物影響評価	3 - 13
		密度流評価技術	3 - 14
	その他		3 - 15
生物圏評価技術	生物圏評価モデル	地表環境中の物質移行評価モデル	3 - 16
		人間への被ばく評価モデル	3 - 17
	その他		3 - 18
システム総合性能評価技術	システム総合性能評価モデル		3 - 19
	性能評価データベース	熱力学データベース	3 - 20
		人工バリア核種移行評価データベース	3 - 21
		天然バリア核種移行評価データベース	3 - 22
		生物圏データベース	3 - 23
	モデル・データの品質管		3 - 24
	不確実性評価技術		3 - 25
	変動／接近シナリオ評価		3 - 26
その他		3 - 27	

【4. TRU処分技術】

大項目	中項目	小項目	区分No.
ニアフィールド	ニアフィールド長期健全性評価技術	ニアフィールドシステムの長期挙動評価	4 - 01
		人工バリアの劣化評価	4 - 02
		廃棄体パッケージ(含構造躯体)の沈下評価	4 - 03
		岩盤クリープ評価	4 - 04
		緩衝材の岩盤への貫入、流出評価	4 - 05
		人工バリア中ガス発生/移行評価	4 - 06
		緩衝材とコンクリートの相互影響評価	4 - 07
		コンクリートの岩盤への長期影響評価	4 - 08
		人工バリアの耐震安定性評価	4 - 09
	人工バリアの設計技術	人工バリアシステムの設計	4 - 10
		廃棄体パッケージの設計	4 - 11
		充填材の設計	4 - 12
		構造躯体の設計	4 - 13
		緩衝材の設計	4 - 14
	人工バリアの製作技術	廃棄体パッケージの製作	4 - 15
		充填材の製作	4 - 16
		構造躯体の製作	4 - 17
		緩衝材の製作	4 - 18
	その他		
地下施設	地下施設の設計評価技術	地下施設レイアウト設計	4 - 20
		沿岸海底下処分	4 - 21
		広域地下水流動評価	4 - 22
		熱影響評価	4 - 23
		地下坑道安定性評価(空洞安定性)	4 - 24
		地下施設の操業時地震安定性評価	4 - 25
		地下坑道支保工設計	4 - 26
	掘削・支保工施工・ずり搬出技術	アクセス坑道、処分坑道	4 - 27
		処分孔	4 - 28
	対策技術	異常間隙水圧、山はね、膨張性地山、ガス突出、大湧水等の対策工	4 - 29
			4 - 30
	操業技術	操業システム設計	4 - 31
		構造躯体の定置	4 - 32
		廃棄体パッケージの充填(封入)、搬送、定置	4 - 33
		構造区体内の充填	4 - 34
	閉鎖技術	緩衝材搬送、定置	4 - 35
		プラグ	4 - 36
		埋め戻し	4 - 37
	その他		
その他			4 - 39
地上施設	操業技術	TRU廃棄体搬送	4 - 40
		TRU廃棄体受け入れ、検査	4 - 41
	その他		
処分場の管理	再取り出し技術		4 - 43
	モニタリング技術	モニタリング技術全般	4 - 44
	品質管理技術	品質管理	4 - 45
	工程管理技術	プロジェクト管理	4 - 46
	記録の保存	記録の保存	4 - 47
	その他		
総合設計技術	総合設計技術	処分場設計データベース	4 - 49
	その他		

【5. TRU性能評価】

大項目	中項目	小項目	区分No.
シナリオ解析技術	FEP		5 - 01
	シナリオ		5 - 02
	その他		5 - 03
ニアフィールド性能評価技術	ニアフィールド性能評価モデル	ニアフィールド中の核種移行評価モデル	5 - 04
		TRU廃棄体の長期ソースターム挙動評価モデル	5 - 05
		高アルカリプルーム・硝酸塩移行評価モデル	5 - 06
		コロイド移行評価モデル	5 - 07
		天然有機物・微生物影響評価モデル	5 - 08
		緩衝材間隙水化学モデル	5 - 09
		ニアフィールド中の地下水流動評価モデル	5 - 10
その他		5 - 11	
天然バリア性能評価技術	天然バリア性能評価モデル	母岩・断層中の核種移行評価モデル	5 - 12
		高アルカリプルーム・硝酸塩移行評価モデル	5 - 13
		コロイド移行評価モデル	5 - 14
		天然有機物・微生物影響評価モデル	5 - 15
		密度流評価技術	5 - 16
		その他	5 - 17
生物圏評価技術	生物圏評価モデル	地表環境中の物質移行評価モデル	5 - 18
		人間への被ばく評価モデル	5 - 19
		その他	5 - 20
システム総合性能評価技術	システム総合性能評価モデル		5 - 21
	性能評価データベース	熱力学データベース	5 - 22
		人工バリア核種移行評価データベース	5 - 23
		天然バリア核種移行評価データベース	5 - 24
		生物圏データベース	5 - 25
		モデル・データの品質管	5 - 26
	不確実性評価技術	5 - 27	
	変動／接近シナリオ評価	5 - 28	
その他	5 - 29		

【6. 社会科学, その他】

大項目	中項目	小項目	区分No.
処分の安全確保	国際安全基準	地層処分の安全原則に係わる動向	6 - 01
		放射線安全に係わる動向	6 - 02
		制度的管理に係わる動向	6 - 03
	その他		6 - 04
社会的受容性	社会合意形成	住民参加・コミュニケーション手法	6 - 05
	地域共生	制度設計	6 - 06
		経済効果	6 - 07
	その他		6 - 08
環境保全	環境影響評価, 環境調査		6 - 09
	環境対策, 保全工事		6 - 10
	その他		6 - 11
品質保証	品質保証		6 - 12
	その他		6 - 13